

別表第三 接道部緑化基準(第六条関係)

区 分	敷 地 の 規 模				
	千平方メートル未満	千平方メートル以上三千平方メートル未満	三千平方メートル以上一万平方メートル未満	一万平方メートル以上三万平方メートル未満	三万平方メートル以上
一 住宅、宿泊施設	十分の六		十分の七		十分の八
二 屋外運動競技施設、屋外娯楽施設、墓地、廃棄物等の処理施設	十分の七			十分の八	
三 工場、店舗、事務所、駐車場、資材置場、作業場	十分の三	十分の五	十分の六	十分の七	
四 庁舎、学校、医療施設、福祉施設、集会施設	十分の六	十分の七			十分の八
五 右記以外の施設	十分の三	十分の六		十分の七	

備考

- 一 住宅とは、共同住宅(廊下、階段及び壁を二戸以上で共用する住宅をいう。)及び長屋(以下「共同住宅等」という。)又は一戸の敷地が千平方メートル以上のその他の住宅をいう。
- 二 区分の適用に当たっては、一階部分における主たる用途によることとする。